神戸市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に係る 特定建築物の計画の認定等事務処理要領

平成18年12月20日決定 平成20年4月1日改正 平成26年4月1日改正 令和3年4月1日改正

(趣旨)

第1条 この要領は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「法」という。)に基づいて行う特別特定建築物に係る建築等又は維持保全、及び特定建築物の計画の認定等に関して必要な事項を定めるものとする。

なお、特別特定建築物の建築工事完了時までの事務処理は、建築基準法による手続きに基づき 処理するものとする。

(特別特定建築物の基準適合命令等)

- 第2条 市長は、法第53条第3項及び法施行令第28条の規定に基づき、法施行令第9条で定める規模 以上の特別特定建築物の建築又は維持保全をする建築主等、あるいは、国、都道府県又は建築主 事を置く市町村にあっては、当該特別特定建築物を管理する機関の長に対し、当該特別特定建築 物の建築物移動等円滑化基準への適合に関する事項に関し報告を求めることができる。
- 2 市長は、法第53条第3項及び法施行令第28条の規定に基づき、その職員に、法施行令第9条で定める規模以上の特別特定建築物又はその工事現場に立ち入り、当該特別特定建築物の建築物特定施設及びこれに使用する建築材料並びに設計図書その他の関係書類を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 3 市長は、法第15条第1項の規定に基づき、建築主等に対して、相当の猶予期限を付けて、法第14条第1項から第3項までの規定に対する違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。
- 4 前項の規定により違反を是正するための措置をとることを命ずる場合は、行政手続法の規定に 基づく弁明の機会の付与手続きを経たうえでこれを行う。
- 5 第3項の命令を受けた建築主等は、猶予期限内に是正を行い、その内容について市長に報告しなければならない。
- 6 市長は、法第15条第2項の規定に基づき、国、都道府県又は建築主事を置く市町村にあっては、法第14条第1項から第3項までの規定に違反している事実があると認めるときは、直ちに、その旨を当該特別特定建築物を管理する機関の長に通知し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを要請しなければならない。
- 7 前項の要請を受けた当該特別特定建築物を管理する機関の長は、速やかに改善を行い、その内容について市長に報告しなければならない。

(特定建築物の努力義務)

第3条 市長は、法第14条第5項に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、法第15条第3項の規定に基づき、建築主等に対し、建築物移動等円滑化基準を勘案して、特別特定建築物の設計及び施工に係る事項その他の移動等円滑化基準に係る事項につい

て必要な指導及び助言をすることができる。

2 市長は、法第16条第1項又は第2項に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると 認めるときは、法第16条第3項の規定に基づき、建築主等に対し、建築物移動等円滑化基準を 勘案して、特定建築物又はその建築物特定施設の設計及び施工に係る事項について必要な指導及 び助言をすることができる。

(計画の認定の事前届出)

- 第4条 法第17条第1項の規定に基づき、特定建築物の建築等及び維持保全計画について認定を受けようとする者(以下「認定申請者」という。)は、その申請手続を行おうとする日の2週間以上前(法第17条第4項に基づき、市長に対して計画の認定申請に併せて建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による確認の申請書を提出して、当該申請に係る特定建築物の建築等の計画が同法第6条第1項の建築基準関係規定に適合する旨の建築主事の通知(以下「確認の特例」という。)を受けようとする者にあっては、その申請手続を行おうとする日の35日以上前)までに、計画の認定の事前届出書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に届出ることができる。
 - 一 認定チェックシート(様式第2号)
 - 二 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令 第110号。以下「省令」という。)第8条に掲げる図書

(計画の認定申請)

第5条 認定申請者は、省令別記第3号様式による申請書の正本及び副本各1通に、それぞれ省 令第8条に掲げる図書を添えて市長に申請(以下「計画の認定申請」という。)するものとする。

(計画の認定)

- 第6条 市長は、計画の認定申請の内容を審査し、計画に係る建築物特定施設の構造及び配置並びに維持保全に関する事項が、建築物移動等円滑化基準を超え、かつ、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第114号)第1条に定める建築物移動等円滑化誘導基準(以下「判断基準」という。)に適合し、かつ、法第17条第2項第4号に規定する資金計画(以下「資金計画」という。)が特定建築物の建築等の事業を確実に遂行するため適切なものであると認め
- 2 市長は、前項による計画の認定をしたときには、認定申請書の副本に省令別記第4号様式による認定通知書を添えて、認定申請者に交付するものとする。

(確認の特例を受けようとする計画の認定申請、計画の認定)

るときには、認定(以下「計画の認定」という。)をするものとする。

第7条 認定申請者のうち、確認の特例を受けようとする者は、計画の認定申請を行う際に、建築基準法施行規則(昭和25年国土交通省令第40号)第1条の3の規定による確認申請書(以下「確認申請書」という。)、申請に係る建築物の計画が、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの確認審査を要するものである場合にあっては、同法第18条の2第1項の規定により指定された構

造計算適合性判定機関が交付した構造計算適合性判定の結果を記載した通知書又はその写し、及び神戸市手数料条例(平成12年3月条例第77号)第2条第132号の3に規定する手数料を添えて、市長に申請(以下「確認の特例を受けようとする計画の認定申請」という。)するものとする。

- 2確認の特例を受けようとする計画の認定申請は、次の各号により事務処理を行うものとする。
 - 一 市長は、確認の特例を受けようとする計画の認定申請を受理した場合、当該申請の内容を 審査し、建築物特定施設の構造及び配置並びに維持保全に関する事項が判断基準に適合し、資 金計画が特定建築物の建築の事業を確実に遂行するため適切なものであると認めるときには、 速やかに建築主事あてに、確認申請書に計画通知書(様式第3号)を添えて通知(以下 「計画通知」という。)する。
 - 二 計画通知を受けた建築主事は、確認申請書の事務処理に準じて事務を行う。
 - 三 建築主事は、計画通知が建築確認対象法令に照らして適法とならない部分があると見込まれる場合には、速やかに市長と協議を行う。
 - 四 建築主事は、計画通知が建築確認対象法令に適合する場合には、建築基準法第18条第3項の規定に基づく確認済証に、確認申請書の副本を添えて、市長に交付する。
- 3 市長は、第1項の確認の特例を受けようとする計画の認定申請について、前項第四号により、確認済証及び確認申請書の副本が交付されたときは、計画の認定をするものとする。
- 4 市長は、前項による計画の認定をしたときには、認定申請書の副本に省令別記第4号様式による認定通知書及び第2項第四号により交付された確認申請書の副本を添えて、認定申請者に交付するものとする。

(軽微な変更)

第8条 計画の認定を受けた者(以下「認定建築主等」という。)が、法第17条により当該計画の認定を受けた計画について、省令第11条で定める軽微な変更(以下「軽微な変更」という。)をしようとするときには、軽微な変更届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(計画の変更)

- **第9条** 認定建築主等が、法第17条により当該計画の認定を受けた計画の変更(軽微な変更を除く。)(以下「計画の変更」という。)をしようとするときは、認定変更申請書(様式第5号)に省令第8条に掲げる図書を添付して、市長に提出しなければならない。
- 2 計画の変更が、改めて建築基準法第6条の規定による建築確認申請を伴う場合において、認定建築主等が市長に対して確認の特例を受けることを申出る場合は、前項による認定変更申請の書類に、確認申請書を添付して市長に提出するものとする。
- 3 第6条及び第7条の規定は、第1項又は前項の場合において準用する。この場合、第6条第2項及び第7条第4項中「省令別記第4号様式による認定通知書」とあるのは、「認定変更通知書 (様式第6号)」と読み替えるものとする。

(報告の徴収)

第10条 市長は、法第53条第4項に基づき、認定建築主等に対し、計画の認定を受けた計画(前条第1項又は第2項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下同じ。)に係る特定建築物(以下「認定特定建築物」という。)の建築等又は維持保全の状況に関して、次の各号の一に該当するに至ったときは報告を求めるものとする。一 工事が完了したとき。

- 二 定期的な点検、又は修繕が終了したとき。
- 三 市長が特に報告の必要を認めたとき。
- 2 前項第三号により報告を求めるときは、市長は状況報告の提出(様式第7号)を、認定特定建築物の認定建築主等に対して行うものとする。
- 3 第1項第一号又は第二号に該当するに至った認定建築主等は、当該認定特定建築物について建築等又は維持保全の状況に関する報告(様式第8号)に必要な図書及び書類を添えて、市長に報告しなければならない。
- 4 市長は、第1項第一号にかかる報告を受理したときは、必要に応じて、その職員に認定特定建築物が認定を受けた計画に適合しているかどうかを検査させるものとする。

(改善命令)

- **第11条** 市長は法第21条に基づき、認定建築主等が計画の認定を受けた計画に従って認定特定建築 物の建築等又は維持保全を行っていないと認めるときは、当該認定建築主等に対し、相当の期限 を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 2 前項の規定により改善に必要な措置をとるべきことを命ずる場合は、行政手続法の規定に基づく弁明の機会の付与手続きを経たうえでこれを行う。
- 3 第1項の命令を受けた認定建築主等は、期限内に改善を行い、改善を行った内容について市長 に報告しなければならない(様式第9号)。

(計画の認定の取消)

- **第12条** 市長は、法第22条に基づき、認定建築主等が前条の規定による処分に違反したときは、 計画の認定を取り消すものとする。
- 2前項の規定により計画の認定を取り消す場合は、行政手続法の規定に基づく聴聞手続を経た う えでこれを行う。
- 3市長は、第1項により計画の認定を取り消した場合には、認定建築主等に対してその旨通知 するものとする (様式第10号)。

(取りやめ届等)

- 第13条 認定建築主等は、計画の認定を受けた計画の工事を取りやめたいときは、遅滞なく認定工事取りやめ届(様式第11号)に認定通知書を添えて、市長に届出なければならない。
- 2 法第17条第1項の申請を行った認定申請者は、認定を受ける前に申請を取り下げるときは、 認定申請取下書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

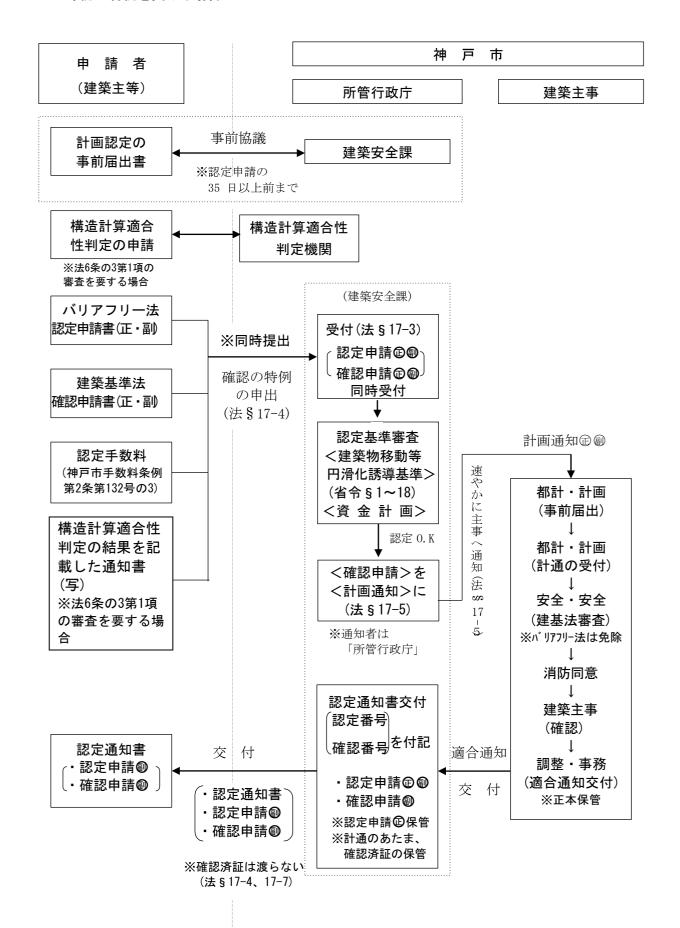
(税制特例活用状況の報告)

第14条 認定建築主等は、計画の認定を受けた認定特定建築物の税制特例の活用状況について、 市長に報告しなければならない(様式第13号)。

認定申請事務処理フロー

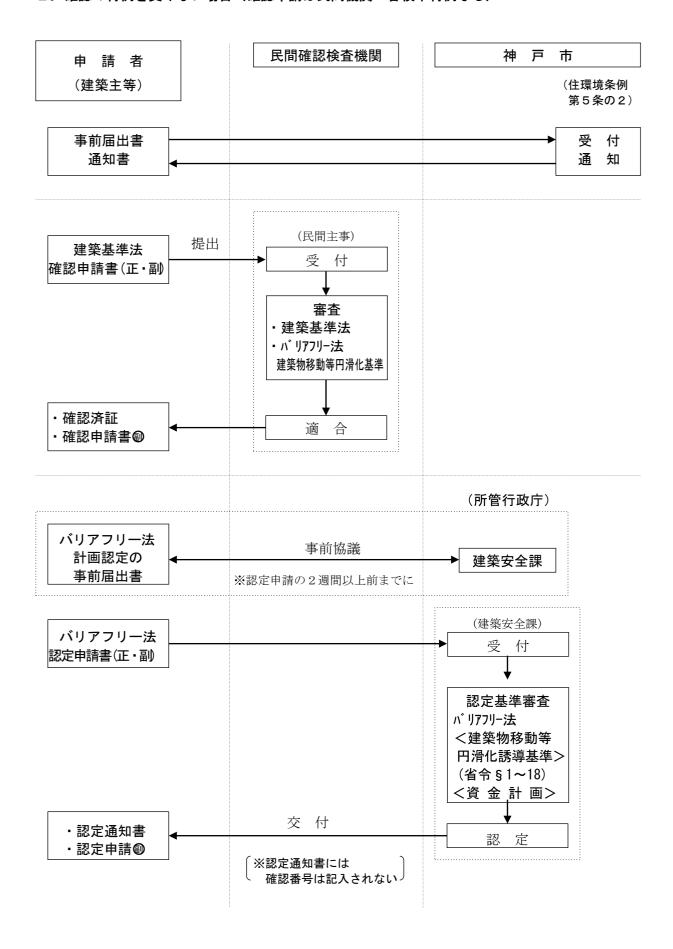
認定申請の流れ

1. 確認の特例を受ける場合



認定申請の流れ

2. 確認の特例を受けない場合(確認申請は民間機関・容積率特例なし)



認定申請の流れ

3. 確認の特例を受けない場合(確認申請は民間機関・容積率特例あり)

